

第3期中期目標期間
業務実績説明資料
(平成26年度～平成30年度)

独立行政法人労働者健康安全機構



項目別調書	評価項目	頁	期間評価	
			見込評価	実績評価 (自己評価)
1-1-1	統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進	2	A	A
1-1-2	労働者の健康・安全に係る重点的な研究の推進	5	B	B
1-1-3	労災疾病等に係る研究開発の推進	8	B	B
1-1-4	化学物質等の有害性調査の実施	11	B	B
1-2	労働災害調査事業	13	A	A
1-3	労災病院事業	15	B	B
1-4	産業保健総合支援センター事業	22	B	B
1-5	治療就労両立支援センター事業	28	S	S
1-6	専門センター事業	34	B	B
1-7	未払賃金立替払事業	36	B	B
1-8	納骨堂運営事業	38	B	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	40	B	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	42	B	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	44	B	B

評価項目 1-1-1

統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進 ① (重点5分野研究事業)

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
A	評価	—	—	A	A	A

【重要度「高」】

我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるため。

【難易度「高」】

安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組となるため。

【中期目標の概要】

- 安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮できる研究(以下重点研究という)に取り組むこと。
- 研究を労働災害の減少及び社会復帰の促進(アウトカム)に結びつけること。
- 上記研究に関係する施設等で構成する協議会等を設置・運営すること。
- 重点5分野の具体的な指標及び目標を中期計画において設定し、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表をできるだけ早期に作成し公表すること。

【自己評価の要約】

中期目標策定時より、より高い水準の相乗効果を発揮

機構内の複数施設の協働による研究の実施等、統合による相乗効果を最大限に発揮

- 重点研究の推進
⇒【平成28～30年度】
・ 安衛研と労災病院がそれぞれの異なった目的・組織体制を乗り越えつつ、工程表を短期間で作成し、それに従って研究を実施。
- 異なる施設間の意思疎通の円滑化
⇒【平成29年度】
・ 安衛研と労災病院が互いの研究内容を発表し合う調査・研究発表会を新たに開催。
【平成30年度】
・ 安衛研、労災病院、バイオがこれまで取り組んできた研究内容等について、産業保健総合支援センターを通じた研究成果の普及啓発や産業保健に関する知見を広げることを目的として、労災病院、安衛研、バイオの職員に加え、**産業保健総合支援センター職員が新たに出席し意見交換を行う**など、意思疎通を図った。
- 機構内複数施設の協働
⇒【平成29年度】
・ 「産業中毒(化学物質ばく露)」の研究を安衛研と労災病院に加え、日本バイオアッセイ研究センターの三者で開始。
【平成30年度】
・ 安衛研と労災病院に加えバイオも含めた3者による研究体制で開始した「産業中毒(化学物質ばく露)」の研究では、**研究班会議を定期的に行うことにより、互いの研究成果を共有し、それぞれの研究に活用**。
・ 産業医活動の充実を図るため、「せき損等(職業性外傷)分野」の研究において、安衛研、労災病院に加え、**産業保健総合支援センター(東京、埼玉、愛知)と連携し、日医認定産業医制度研修会で本研究成果等に基づく研修を行い、労働災害防止に関する知見を提供することで産業医の育成にも貢献した。**

1. 重点研究5分野への取組(P6)

労働安全衛生研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究(重点研究)を実施。

労働安全衛生総合研究所

- 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施
- 労働災害の原因調査の実施

両法人間の統合検討WG (平成26年度13回、平成27年度36回)による体制整備

平成28年4月 (独)労働者健康安全機構 発足

相互理解、意思疎通による研究の推進

労災病院

- 労災疾病等の研究開発の実施
- 勤労者医療の中核的機関等としての役割の推進

重点研究5分野の研究成果

- 産業中毒等(化学物質ばく露) → ベリリウム取扱者の適切な健康管理の確立、**有機粉じん取扱者の健康管理の検討**
- せき損等(職業性外傷) → **せき損等予防策及び社会復帰を含め生活支援策の提示**
- 石綿関連疾患(アスベスト) → 石綿繊維の迅速な計測法の確立による診断の迅速化
- 精神障害(メンタルヘルス) → メンタルヘルス対策として広く現場で活用できるツールの開発
- 過労死等関連疾患(過重労働) → 脳・心血管病の早期発見のための指針の検討

日本バイオアッセイセンターが新たに参画し、更なる相乗効果の発揮

産業保健総合支援センターとも連携し、産業医の育成にも貢献

調査・研究発表会

- 安衛研と労災病院の相互理解を深めることを目的として、**平成29年度から新たに開催**。
平成30年度は、安衛研、労災病院とバイオがこれまで取り組んできた研究内容等について、産業保健総合支援センターを通じた研究成果の普及啓発や産業保健に関する知見を広げることを目的として、安衛研、労災病院、バイオの職員に加え、**産業保健総合支援センター職員が新たに出席し意見交換を行う**など、さらなる相乗効果の発揮に向けた取組を行った。
(87名が参加し、重点研究、労災疾病等医学研究、プロジェクト研究等の発表・意見交換を実施)

2. 重点5分野研究の進捗状況(P7)

【産業中毒等(化学物質ばく露)分野】

- ベリリウム取扱作業者等を対象に、ベリリウムの感作の検査方法の検討及び健康障害の調査
 - ベリリウム刺激による幼若化試験の条件を最適化し、有効性の高い検出方法を考案。
 - 労災病院で、胸部CT検査による肺病変の経過観察及び血液中の免疫担当細胞の分析によるベリリウム肺の発生に関わる免疫環境を調査。
- 有機粉じんによる肺疾患事案に係る災害調査の結果を受け、厚労省の要請により、健康障害の調査、ばく露方法の確立や吸入試験による研究を平成29年度に開始。従来の安衛研と労災病院に日本バイオアッセイ研究センターを加えた新たな研究体制を構築。さらに、平成30年度は研究班会議を定期的に行うことで互いの研究成果を共有し、それぞれの研究に活かすことでさらなる相乗効果を発揮し、中期目標を上回る取り組みを行った。
 - ばく露歴のある労働者に対してCT、血液検査等により、有機粉じんのばく露による肺の病変内容の研究を実施。併せて、動物実験による発生機序の解明研究を実施中。

【せき損等(職業性外傷)分野】

- 産業医活動の充実を図るため、安衛研、労災病院に加え、産業保健総合支援センター(東京、埼玉、愛知)と連携し、日医認定産業医制度研修会で本研究成果等に基づく研修を行い、労働災害防止に関する知見を提供することで産業医の育成にも貢献した。
- せき損等の職業性外傷に至った根本原因の分析、予防のための工学的対策の検討及び臨床現場で新たな支援機器の効果の検証
 - 脊髄損傷等の職業性外傷に至った根本原因の分析結果を「労働安全衛生研究」で公表。
 - リハビリ支援として歩行アシスト機(ReWalk)、家庭生活支援として車椅子と簡易移動式リフト、職場生活支援として褥瘡予防装置の安全性を検証。
 - ハーネス型安全帯の基本性能・問題点について人体ダミーによる墜落試験等を研究し、ハーネス型安全帯の着用時の危険性を明確化、人体ダミーを用いた転倒試験を実施し、落下高さや頭部に作用する衝撃加速度の関係の解明に寄与。

【石綿関連疾患(アスベスト)分野】

- 石綿繊維の迅速な計測法の妥当性の検証 等
 - 労災病院が保有する試料等を利用し、安衛研において迅速な計測法で石綿繊維数を計測すると共に、迅速な測定法に適した試料濃度を検討。
 - TEMによる計測に先立ち、位相差光学顕微鏡(PCM)による計測が実施されていることから、PCM試料とTEM試料を対比検討し、石綿繊維の迅速な計測法の開発に向けた知見を収集。

【精神障害(メンタルヘルス)分野】

- 不眠とうつ病との関係性を評価する指標と、健常者レベル及び疾病性レベルの抑うつ重症度の関連の分析
 - 日勤者約1,200件(コントロール群)及び患者群163症例(ケース群)を収集・分析を行うことで、不眠スコア等がどのくらいになればうつ病等の重症化に至るのかについて必要なエビデンスを収集。

【過労死等関連疾患(過重労働)分野】

- 過労死等の危険因子(労働要因、生活要因、健康状態等)を把握すること等による、防止のための新たな指針の検討
 - 労災二次健診の現状分析と今後のあり方を検討
 - 人間ドック受診者と心疾患等の患者の協力により、①負荷されるストレスの質や強度は地域における社会的基盤、生活様式に大きく影響されること、②冠動脈疾患に比べ、脳血管疾患の入院症例で、有意に抑うつ度が高値である等の結果が得られた。
 - 労災病院と連携し、同院において実施されている労災保険の二次健康診断等のデータを分析し、二次健康診断等の項目及び効果的な事後措置等の見直し方針に必要なエビデンスを収集。

評価項目 1-1-2

労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	—	—	B	B	B

【重要度「高」】
ニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少(アウトカム)に結びつくことが求められているため。

【中期目標の概要】

- 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、
 - ① 業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行い、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、
 - ② 機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握する
- 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 講演会・シンポジウムの参加等、あらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握し、労働者の健康・安全に係る重点的な研究を実施。
- 調査研究により得られた科学的知見を活用し成果の普及・活用に努めた結果、労働安全衛生基準の制改定や作業現場への導入に貢献。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

① 基準の制改定への貢献(目標 中期目標期間中 30件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	20件	15件	17件	52件 (173.3%)

② 作業現場への導入実績(目標 中期目標期間中 9件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	4件	3件	5件	12件 (133.3%)

③ 講演・口頭発表数(目標 中期目標期間中 1,000回)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	368回	348回	343回	1,059回 (105.9%)

④ 論文発表数(目標 中期目標期間中 1,000報)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	355報	373報	364報	1,072報 (107.2%)

⑤ ホームページアクセス(目標 中期目標期間中 675万回)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	237万回	240万回	330万回	807万回 (119.6%)

⑥ 講演会等(目標 中期目標期間中 6回)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	2回	2回	2回	6回 (100.0%)

⑦ 安衛研の一般公開(目標 中期目標期間中 6回)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	2回	2回	2回	6回 (100.0%)

⑧ 研究員の派遣受入人数(目標 60人/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	—	—	75人 (125.0%)	79人 (131.7%)	62人 (103.3%)	72人 (120.0%)

【設定根拠】※厚生労働省より示された各指標の設定根拠

- ① : 平成28年度は、第2期中期目標期間中、最も低かった件数を設定。
(法改正など大規模な法令改正の有無により基準の改定にばらつきがあるため)
平成29、30年度は、前年度実績を踏まえて件数を設定。
- ②～⑧: 第3期中期目標策定の際の直近の実績(平成26年度)を踏まえて設定。

評価項目 1-1-2

労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ③

1. 労働現場ニーズの把握 (P27)

あらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握

- 安全衛生技術講演会(東京・大阪) ○企業、団体等による研究所見学
- 業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加 ○延べ744名の研究員が自ら労働現場を訪問

2. 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 (P27)

●過労死等防止調査研究センター(平成26年11月設置)における研究

【第1期】

【第2期】



- プロジェクト研究
研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を投入する研究
(28年度:10課題 29年度:9課題 30年度:14課題))
- 基盤的研究
国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえて、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究
(28年度:41課題 29年度:38課題 30年度:34課題)
- 行政要請研究
毎年度、行政の要請を受けて実施する研究
(28年度:12課題 29年度:10課題 30年度:9課題)

上記のほか、総務省「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」及び「地方公務員の過労死等に係る公務外認定事案に関する調査研究」に取り組んだ。

(公務上と判断された321件の事案(脳・心臓疾患事案133件、精神疾患・自殺事案188件)及び公務外と判断された386件の事案(脳・心臓疾患事案147件、精神・自殺事案239件)について、データベースを構築し、分析を行った。)

評価項目 1-1-3

労災疾病等に係る研究開発の推進 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	B	B	B	B	B

【重要度「高」】

アスベスト問題に係る総合対策において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。

【中期目標の概要】

- 労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第3期中期目標において取り上げた3領域については、重点研究の5分野と連携を図りつつ、研究を行うこと。
- 過労死等については重点研究と連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。
- 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 中期計画に定めた3領域の研究開発の推進を着実に実施。
- 生活習慣病等の予防対策の指導の実践等により指導事例等を集積。
- 労災疾病等に医学的知見を提供することにより行政機関へ貢献。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

① 予防法・指導法の開発研究(目標 中期目標期間中 45件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	9件	5件	18件	13件	45件 (100.0%)

② ホームページアクセス(目標 中期目標期間中 675万回)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	—	—	237万回	240万回	330万回	807万回 (119.6%)

【設定根拠】※厚生労働省より示された各指標の設定根拠

①: 予防法・指導法を45件開発するに当たり、研究実施計画に基づき各年度の指標を設定

②: 第3期中期目標策定時の直近実績における、研究事業等成果へのアクセス総数に基づき、当該指標を設定

1. 労災疾病等に係る研究開発の推進(P53)

■ 平成26～29年度 研究開発及び普及

1. 労災疾病等の原因と診断・治療

- ①腰痛
- ②運動器外傷機能再建

2. 労働者の健康支援

- ③生活習慣病
- ④睡眠時無呼吸症候群
- ⑤作業関連疾患
- ⑥就労支援と性差
- ⑩メタボローム

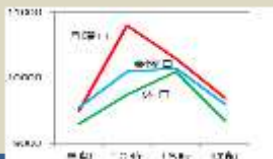
3. 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

- ⑦外傷性高次脳機能障害
- ⑧じん肺
- ⑨アスベスト

主な成果

③「生活習慣病」テーマ

- 職場高血圧に関する調査研究について、29の労災病院から症例を収集し、**月曜日の午前**に勤労者は**ダブル・プロダクト【W-P:収縮期血圧×脈拍数】が上昇**することを明らかにした。
- 研究成果が**各種報道で大きく取り上げられた**。



⑧「じん肺」テーマ

- 研究の成果をまとめ、**じん肺の診断・治療法や、健康診断書を作成する際の記載要領等**を示した冊子を作成。
- 成果の普及として**講習会等でテキストとして使用**。(計57回、約2,000人)
- 全国9か所で**産業保健総合支援センターと連携**し産業医等を対象としたじん肺診断方法に関する講習会を行った。(計243人が受講)

■ 平成30年度～ 研究開発及び普及

1. 労災疾病等の原因と診断・治療

- ①運動器外傷機能再建
- ②職業関連癌

2. 労働者の健康支援

- ③生活習慣病
- ④メンタルヘルス
- ⑤メタボローム
- ⑥医療従事者の安全
- ⑦勤労世代肝疾患
- ⑧早期復職

3. 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

- ⑨じん肺
- ⑩アスベスト

主な成果

- 時宜に応じた研究に取り組むため、平成29年10月から「**メタボローム**」テーマを、平成30年7月から**9**テーマを新たに開始。
- 「労災疾病等医学研究普及サイト」に研究成果の公表やコンテンツの追加を行い、アクセス数は**807万回**と目標値(**675万回**)を大幅に上回った。

2. 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進(P64)

勤労者に対する過労死予防等の対策に貢献

- 治療就労両立支援センターにおいて過労死等の予防法・指導法を開発するに当たり、**47テーマの調査研究を実施**し、予防法・指導法の開発のための情報収集を目的とした指導を実践するとともに、事例を集積。
- 計**45件**予防法・指導法の開発を行い、**中期目標の計画値(45件)**を達成した。

3. 行政機関への貢献 (P65)

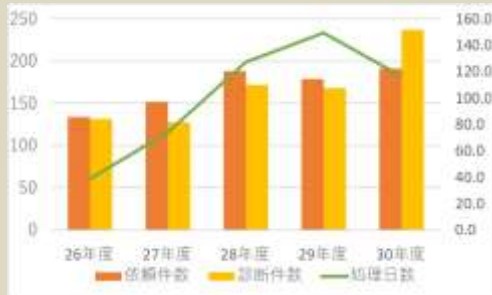
“適正”かつ“斉一的”な労災認定に貢献

石綿確定診断等事業 (厚生労働省委託)

- 全国の労働基準監督署では石綿(アスベスト)による疾患であるか否かが医学的に判断できない労災請求事案について、当機構が依頼を受け、石綿(アスベスト)関連疾患に関する専門家(臨床、病理、疫学、放射線等)からなる「石綿確定診断委員会」を開催。

■ 依頼件数

26年度 **134件**
→ 30年度 **191件**
42.5%増



石綿(アスベスト)ばく露の特徴的所見である胸膜プラークの有無等を**臨床、放射線の専門医が複数で画像診断**。

各専門分野の医師が連携して的確な診断



ディスカッション用顕微鏡

中皮腫の確定診断は病理診断が重要。
複数の病理専門医が同時に同一の検体を見て診断。

石綿関連疾患診断技術普及事業 (厚生労働省委託)

- 石綿(アスベスト)関連疾患は他の呼吸器疾患との鑑別が難しいことから、長年、労災病院が診療や研究で培った石綿(アスベスト)関連疾患に関する高い知見と診断技術を活用し、労災病院等の医師が講師となり全国各地で医師等に対する診断技術向上のための研修を実施。
- 実際の臨床に即した実習とするため、平成30年度から全会場でデジタル画像を用いた読影実習へ変更。

■ 受講者数

26年度 **751人**
→ 30年度 **945人**
25.8%増



フィルムを用いた読影実習 (~H29)



デジタル画像を用いた読影実習 (H30年度全23会場で実施)

その他の行政貢献

- いわゆる“労災疾病”を決めるための「労働基準法施行規則第35条専門検討会」(平成30年度)に労災病院の医師3名が国から委嘱された。
- 国(地方機関を含む)が設置した審議会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供(中央じん肺診査医会、中央環境審議会等)。
- 国(地方機関を含む)の要請に応じて医員・委員を受嘱(中央じん肺診査医、地方労災医員等)。

評価項目 1-1-4

化学物質等の有害性調査の実施 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	—	—	B	B	B

【重要度「高」】

日本バイオアッセイ研究センターにおいて実施している化学物質の有害性の調査試験結果を国に報告することで、規制等適正な対応が図られており、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少(アウトカム)に結びつくため。

【中期目標の概要】

- 国が指定する発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
- 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
- 化学物質の有害性調査の成果の普及については、目標に沿って行うとともに、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めること。
- 高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施すること。 等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 国が指定した化学物質について、GLP基準に従い、適切に試験を実施し、試験結果を厚生労働省へ報告した。
- 遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析や外部機関の機能を活用し、構造活性相関を実施。
- 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)へ、アクロレイン(平成28年度)、アクリル酸メチル(平成29年度)、メタクリル酸ブチル(平成30年度)の長期吸入試験の結果が厚生労働省を通じて提供された。
- 日本バイオアッセイ研究センターが過去に行ったアクリル酸メチル他8物質に係る有害性調査試験の結果が、平成30年度に公表されたIARCmonographs(IARCにおける発がん性評価の基準制定の際の基礎資料)に掲載。
- 高度な技術力を要するガス状物質の変異原性試験や急性毒性試験等について民間事業者等の依頼に応じ実施。

評価項目
1-1-4

化学物質等の有害性調査の実施 ②

【中期目標に対する業務の実績】

1. 化学物質等の有害性調査の実施 (P78)

国が指定した以下の物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施。長期吸入試験の結果は厚生労働省を通じてIARC（国際がん研究機関）に提供され、過去に実施したアクリル酸メチル他8物質の試験結果が、平成30年度に公表されたIARC monographsに掲載。

物質名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 アクリル酸メチル	(標本作成・結果報告)					
2 メタクリル酸ブチル	2年間 ラット	(標本作成・結果報告)				
3 2-プロモプロパン		6ヶ月遺伝子 改変マウス	(標本作成・結果報告)			
		2年間 ラット	(標本作成・結果報告)			
4 酸化チタン（ナノ粒子、ア ナターゼ型）		6ヶ月遺伝子 改変マウス	(標本作成・結果報告)			
		2年間 ラット	(標本作成・結果報告)			
5 ブチルアルデヒド	14日・マウス 14日・ラット	4週・マウス 亜慢性 ラット	6ヶ月遺伝子 改変マウス	(標本作成・結果報告)		
		2年間 ラット	(標本作成・結果報告)			
6 アリルアルコール	14日・マウス 14日・ラット	4週・マウス 亜慢性 ラット	6ヶ月遺伝子 改変マウス	(標本作成・結果報告)		
		2年間 ラット	(標本作成・結果報告)			

2. 遺伝子改変動物を用いた発がん性試験実施 (P79)

- 発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験として、「**遺伝子改変動物を用いた発がん性試験**」を平成29年度から実施。

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
A	評価	—	—	A	A	A

【中期目標の概要】

- 安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うこと。
- 原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。
- 調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
- 災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。

【自己評価の要約】

中期目標の事項を達成の上、政省令等への活用にも貢献

- 労働災害調査分析センターが災害調査等について内外の中核調整機能を担うとともに、その進行管理を研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが実施。
- 第3期中期目標期間において、計28件の災害調査報告書を安衛研のホームページで公表。

災害調査の結果が、法令改正等に活用され、将来的な職業性疾病発生の防止に大きく寄与

- 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目を追加)及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(オルトトルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化)に反映。
- ばく露開始から2年前後と極めて短期間で間質性肺炎等の重篤な肺疾患を発症する有機粉じんが、作業場内に高濃度で発散しており、労働者が危険な労働環境化にあることが判明したことを受け、肺疾患の発症機序の解明と並行して、製造メーカー(医薬品、化粧品等)や業界団体に対して法令で規制される内容に準じた発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が速やかに行われる契機となった。
- 災害調査の結果により、高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場において、これまでは数十年かけて進行するとされていたじん肺が、数年で発症していることが判明したことを受け、健康障害発生防止対策として、厚生労働省から同物質を取り扱っている可能性のある事業場や関係業界団体に対し、発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が実施された。

1. 労働災害の原因調査の実施 (P83)

災害調査の結果が、法令改正等に活用され、将来的な職業性疾病発生の防止に大きく寄与

- 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(MOCAに係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目を追加)
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等(オルト―トルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化)
- 当研究所の災害調査結果により、これまで規制されていなかった化学物質の有害性が注目され、法令改正に先立ち、製造メーカーや業界団体に対して防止対策の指導・要請を行う契機となった。
(平成29年4月28日基安発0428第3号「吸入性粉じんによる肺疾患の防止について」)
(平成29年10月24日基安発1024第1号「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について」)
- 半導体封止材の製造に用いられる 高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場において、これまでは数十年かけて進行するとされていたじん肺が、数年で発症していることが判明したことを受け、健康障害発生防止対策として、厚生労働省から同物質を取り扱っている可能性のある事業場や関係業界団体に対し、発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が実施された。
(平成30年9月27日基安発第0927第1号「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」)

災害調査の実績

- 厚生労働省からの依頼に基づき、以下の労働災害に対応。
 - ・28年度: 兵庫県で発生した橋梁建設工事における橋桁落下災害等
 - ・29年度: 石川県で発生した風力発電機設置所におけるクレーン登場設備落下災害等
 - ・30年度: 福井県の化学工場で発生した爆発災害等
- 労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき鑑定等を実施。
- 労働基準監督署等からの依頼に基づき石綿(アスベスト)繊維の有無等労災保険給付に係る鑑別、鑑定等を実施。



建設現場での天井崩落災害
現地調査風景(参考)



災害調査報告書

2. 報告書の活用 (P83)

- 報告書等は同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用。
- 報告書を災害調査等の依頼があった全労働局・監督署に送付する際に、アンケート用紙を同封し、報告書の活用度を把握。
- 報告書が「非常に役立った」「ある程度役立った」とする割合 100%

評価項目 1-3

労災病院事業 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	B	B	B	B	B
		A	B			

※平成26、27年度については
 ・「勤労者医療の中核的役割の推進」
 ・「地域の中核的医療機関としての役割の推進」
 にセグメントを分割して評価。

【中期目標の概要】

- これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。
- 大規模労働災害を始めとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。
- 地域医療への貢献について、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。
- 地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の中核的な役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数を維持。高度医療機器についても計画的な更新を実施。また、患者が抱える問題の解決に向けて、メディカルソーシャルワーカーが様々な問題に対応。
- 「労災病院災害対策要領」に基づき自治体等との合同訓練を実施。平成28年度の熊本地震が発生した際には、機構本部に災害対策本部を設置。労災病院との連携の下、災害支援や救急患者の受入れ等に速やかに対応。その経験を踏まえ労災病院の災害医療担当医師とディスカッションの上、マニュアルの見直しを行う等、危機管理対策に尽力。また平成30年度の北海道胆振東部地震発生時にも機構本部に災害対策本部を設置し対応。
- 地域の中核的な役割を果たすため、地域の医療需要等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し見直しを実施。
- 連携医療機関からの意見・要望を踏まえ業務改善を行うなどの取組を継続して実施。その結果、紹介率、逆紹介率等、各指標について目標値を確保。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

① 患者紹介率(目標 地域医療支援病院の要件確保)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
参考:目標	60.0%	65.0%	65.0%	72.0%	75.0%	—
実績	68.4% (114.0%)	70.3% (108.2%)	73.5% (113.1%)	74.7% (103.8%)	76.5% (102.0%)	72.7%

⑤ 患者満足度調査(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	72.3% (90.4%)	84.2% (105.2%)	83.3% (104.1%)	84.2% (105.3%)	84.5% (105.6%)	81.7%

② 逆紹介率(目標 地域医療支援病院の要件確保)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
参考:目標	40.0%	40.0%	40.0%	60.0%	63.0%	—
実績	58.0% (145.0%)	58.4% (146.0%)	60.6% (151.5%)	63.6% (106.0%)	64.9% (103.0%)	61.1%

⑥ 治験症例数(目標 中期目標期間中 10,900件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	3,785件	3,987件	4,072件	4,903件	5,501件	22,248件 (204.1%)

③ 症例検討会・講習会開催回数(目標 中期目標期間中 延べ3,700回)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	790回	699回	809回	990回	1,003回	4,291回 (116.0%)

⑦ メディカルソーシャルワーカーの業務実績件数(目標 中期目標期間中 延べ75,000件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	150,169件	149,707件	167,384件	202,588件	196,550件	866,398件 (119.5%)

④ 受託検査件数(目標 中期目標期間中 延べ175,000件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	36,943件	35,502件	35,286件	35,564件	36,778件	180,073件 (102.9%)

⑧ 地域連携パス(目標 中期目標期間中 延べ500件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
実績	150件	151件	154件	155件	158件	768件 (153.6%)

【設定根拠】※厚生労働省より示された中期目標を達成すべく各指標については以下を根拠としている。

- ①、②: 地域医療支援病院の基準以上である紹介率、逆紹介率を指標として設定
- ③、④、⑦: 第2期中期目標期間中の平均値に努力目標を加味し設定
- ⑤、⑥: 第2期中期目標期間(4年間:21年度~24年度)の平均値を勘案し設定
- ⑧: 第2期中期目標期間(5年間)の平均値を勘案し設定

研究成果を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進

1. 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等(P90)

【地域の中核的役割の推進】

地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。

【急性期医療への対応】

救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。

【高額医療機器の計画的整備(自己資金による)】

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため治療・診断機器等の整備を進めた。

【社会復帰の促進】

患者、家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進を図った。

2. 大規模労働災害等への対応① (P92)

●熊本地震への対応(平成28年4月14日 21:26 最大震度7、4月16日 01:25 最大震度7)

●対応を踏まえた「労災病院災害対策要領」の見直し

【機構本部】 災害対策本部

労災病院

- DMATチーム
9病院から延べ11チーム(延べ50人)を派遣
- 医療救護班 1チーム(5人)を派遣
- JMAT 看護師(延べ3人)を派遣
- 災害支援ナース
5病院から看護師(延べ10人)を派遣
- 熊本労災病院へ医薬品等の救援物資を搬送
- 医療救護班編成(派遣待機)8病院40人編成
(派遣待機対象期間28年5月5日~6月1日)



災害支援

被災地(熊本県、大分県)

救急患者・一時避難者受入れ

熊本労災病院(八代市)

- 発災直後からトリアージスペースを設置し、
救急患者を受入れ
救急患者延数 133名
- 倒壊の恐れがある近隣病院から入院患者受入れ
受入れ入院患者数20名
- 近隣住民の避難者を一時的に受入れ
最大時 505人



救急患者
受入れ

電話相談に
よる心のケア

総合せき損センター

- 熊本市内受傷頸髄損傷患者をヘリ搬送で受入れ

産業保健総合支援センター

- 被災者のための心の相談ダイヤル・健康相談ダイヤル設置

相談件数 合計 658件
【内訳】心の相談ダイヤル499件、健康相談ダイヤル159件

- 熊本労災病院へ医薬品等の救援物資を搬送

●災害訓練等の実施

熊本地震への対応を踏まえ、平成29年1月に改正した「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を定期的実施するなど病院における危機管理対策に取り組んだ。

【平成28年9月】
労災病院の災害医療担当医師等を本部へ招聘し、熊本地震発災害時の対応等についてディスカッションを実施

【平成29年1月】
ディスカッションでの議論等を踏まえ、「労災病院災害対策要領」を改正

2. 大規模労働災害等への対応② (P93)

- 平成30年7月豪雨への対応
(平成30年6月28日～7月8日に発生した豪雨)

- 平成30年北海道胆振東部地震への対応
(平成30年9月6日 03:07 最大震度7)

労災病院

災害支援

- DMAT
5病院から11チーム(延べ34人)を派遣
- 医療救護班
1病院から1チーム(延べ4人)を派遣
- JMAT
2病院から5チーム(延べ15人)を派遣
- 災害支援ナース
4病院から看護師(延べ19人)を派遣
- 理学療法士(延べ2人)、作業療法士(延べ1人)、
言語聴覚士(延べ1人)、社会福祉士(延べ1人)を派遣
- 中国労災病院へ医薬品等の救援物資を搬送

産業保健総合支援センター

- 被災者のための心の相談ダイヤル・健康相談ダイヤル設置

電話相談による
心と健康のケア

相談件数 合計 173件 (31年3月末現在)
【内訳】心の相談ダイヤル153件
健康相談ダイヤル20件

【機構本部】災害対策本部

労災病院

災害支援

- DMAT
1病院から1チーム(延べ1人)を派遣
- 災害支援ナース
1病院から看護師(延べ1人)を派遣
- 釧路労災病院へ食料品等の救援物資を搬送

産業保健総合支援センター

- 被災者のための心の相談ダイヤル・健康相談ダイヤル設置

電話相談による
心と健康のケア

相談件数 合計 59件 (31年3月末現在)
【内訳】心の相談ダイヤル50件
健康相談ダイヤル9件

地域の中核的医療機関としての役割の推進 ①

1. 地域医療への貢献 (P95)

- 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部とで協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。

2. 地域の医療機関等との連携強化 (P96)

- 地域の医療機関等との連携強化
 - ・地域医療連携室において地域連携を一層推進し、紹介患者の受入れ等地域の労災指定医療機関等との連携強化を図った。
- 症例検討会の実施
 - ・地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師、産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催した。
- 高額医療機器を用いた受託検査
 - ・CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページや診療案内等により積極的に広報を行い、検査を受託した。

3. 医療情報のICT化の推進 (P98)

- 電子カルテシステム等については、平成30年度末までに全ての労災病院(30病院)において導入完了。
- 労災レセプト電算処理システムは、平成30年度末までに21病院において導入完了(平成31年3月現在:導入率70.0%)。

地域の中核的医療機関としての役割の推進 ②

4. 患者の意向の尊重と医療安全の充実 (P99)

- 外部評価機関による病院機能評価
 - ・良質な医療提供を目的として、病院機能評価の更新時期を迎えた施設等において再受審・更新を行った。
- 医療安全の充実 各施設での医療安全の取組
 - ・医療安全チェックシートを用いた自主点検の継続
 - ・労災病院間医療安全相互チェック(1グループ2~4病院)の継続
 - ・医療安全推進週間への参画
 - ・職員研修の実施(H26~30年度 開催回数 1,066回 延参加者人数 162,765人)
- 患者満足度調査
 - ・調査結果を分析して各労災病院へ情報提供し、各施設においては、改善計画を策定して満足度の向上に努めた。
- 医療の質の標準化の推進
 - ・医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、全ての労災病院に設置されている「クリニカルパス検討委員会」での検討等を通じて、クリニカルパスの作成・見直しを進めた。

5. 治験の推進 (P101)

- 国立病院機構主催「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」(日本臨床薬理学会認定)参加によるスタッフの充実
- 労災病院治験ネットワーク推進事務局において、製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに労災病院治験ネットワークへ参加し、労災病院の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなど広報活動に努めた。
- 平成29年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続き等の中央化などにより受託体制の強化を図った。

6. 病院ごとの目標管理の実施 (P103)

- 紹介率等について、本部と各労災病院とで協議して目標値を設定し、四半期ごとに本部で実績を取りまとめるとともに本部主催の医事課長会議で進捗状況を確認し、目標達成に向けて、適宜行動目標の追加、修正を行った。

評価項目 1-4

産業保健総合支援センター事業 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	B	B	B	B	B

【重要度「高」】

産業保健三事業を一元化し、事業の実施主体となって、国の補助事業として実施すること等が求められているため。

【難易度「高」】

メンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援では関係者等の連携が必要であり、事業ごとに機能の強化等の見直しが必要なため。

【中期目標の概要】

- 労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。
- 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与すべく、医師会等関係機関との連携の下、地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。
- 地域の小規模事業場における産業保健活動の促進を図るため、行政機関や産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、メンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターの担当者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援すること。
- 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。

【自己評価の要約】



中期目標に定められた事項を概ね達成

- 産業保健三事業を一元化し新たな実施主体となるべく平成26年度より産業保健総合支援センターの全国47か所への再配置等、体制を整備し、地域の医師会との連携を図りつつ産業保健活動に係る支援業務を着実に実施。
- 事業所における自主的産業保健活動の促進を図るべく、地域の産業医等の産業保健関係者への研修や事業主を対象とした啓発セミナーを開催する等、支援活動に尽力。中期目標に定められた事項を着実に実施。実施に当たってはアンケート調査等を通じ地域のニーズを着実に反映。
- 地域の小規模事業場における産業保健活動の促進を図るべく小規模事業場への積極的な訪問活動や産業保健総合支援センターにおける専門的相談に精力的に取り組み、平成30年度には産業保健専門職を新たに配置するなど相談体制の強化を図った結果、平成30年度には計画を達成。
- 産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修及び相談に係る上記取組に係る、産業保健関係者や事業主等に対するアウトカム調査の実施結果については、各年度において目標である指標を達成するなど高い評価が得られている。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



概ね達成

①専門的研修(目標 7,340回/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	8,245回 (112.3%)	9,383回 (127.8%)	8,768回 (119.5%)	9,024回 (122.9%)	9,697回 (132.1%)	9,023回 (122.9%)

②事業主セミナー等(目標 380回/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	505回 (132.9%)	768回 (202.1%)	842回 (221.6%)	1,225回 (322.4%)	1,044回 (274.7%)	877回 (230.8%)

③小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援
(目標 25,600件/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	19,127件 (74.7%)	26,749件 (104.5%)	29,646件 (115.8%)	34,750件 (135.7%)	43,018件 (168.0%)	30,658件 (119.8%)

④産業保健総合支援センターにおける相談対応
(目標 47,000件/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	17,147件 (36.5%)	36,907件 (78.5%)	40,881件 (87.0%)	42,640件 (90.7%)	47,894件 (101.9%)	37,094件 (78.9%)

⑤地域窓口における相談対応(目標 29,568件/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	45,703件 (154.6%)	56,283件 (190.4%)	64,615件 (218.5%)	73,549件 (248.7%)	81,998件 (277.3%)	64,430件 (217.9%)

⑥ホームページアクセス件数(目標 2,132,000件/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	1,997,022件 (93.7%)	2,206,563件 (103.5%)	2,237,556件 (105.0%)	1,628,337件 (76.4%)	2,495,627件 (117.1%)	2,113,021件 (99.1%)

⑦研修利用者からの有益であった旨の評価(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	93.3% (116.6%)	92.3% (115.4%)	93.0% (116.3%)	93.9% (117.4%)	93.9% (117.4%)	93.3%

⑧相談利用者から有益であった旨の評価(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	93.8% (117.3%)	93.7% (117.1%)	94.3% (117.9%)	94.7% (118.4%)	94.9% (118.6%)	94.3%

⑨事業が利用者に与えた効果の把握(目標 70.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	91.3% (130.4%)	87.6% (125.1%)	84.5% (120.7%)	84.3% (120.4%)	83.5% (119.3%)	86.2%

【設定根拠】※厚生労働省より示された中期目標を達成すべく各指標については以下を根拠としている。

- ①: 第2期中期目標期間(4年間:21年度~24年度)の平均値を勘案し設定
- ②③: 1センター当たりの年間実施回数より事業全体の目標を設定
- ④⑦⑧: 第3期中期目標策定時点での24年度実績を勘案し設定
- ⑤: 1地域窓口当たりの年間実施回数より事業全体の目標を設定
- ⑥: 第2期中期目標期間中の平均値に努力目標を加味し設定
- ⑨: 第2期中期目標期間中に実施した年度の実績を勘案し設定

1. 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施(P119)

①地域の産業医等の産業保健関係者への研修

- 産業医、産業看護職等の産業保健関係者を対象として、専門的・実践的能力の向上を図るための研修を実施。
- 実施に当たっては、アンケート調査等から、研修テーマや内容に関する評価を行い、地域のニーズを的確に反映。

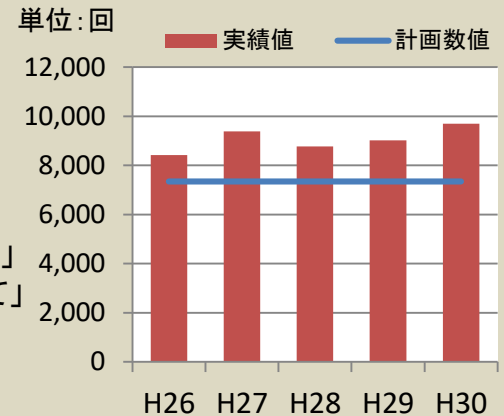


【テーマ】

- ・「腰痛・転倒災害」私は大丈夫だと思いませんか？」
- ・「ストレスチェック実施と結果に基づく職場改善について」
- ・過重労働による心身への影響
～脳心疾患・メンタルヘルス不調の予防に向けて～
- ・改正労働安全衛生法とガイドラインの概要等について
- ・「治療と職業生活の両立支援への企業としての取り組み方」など

産業医資質向上研修(産業医実地研修後)

専門的研修の推移



②自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等

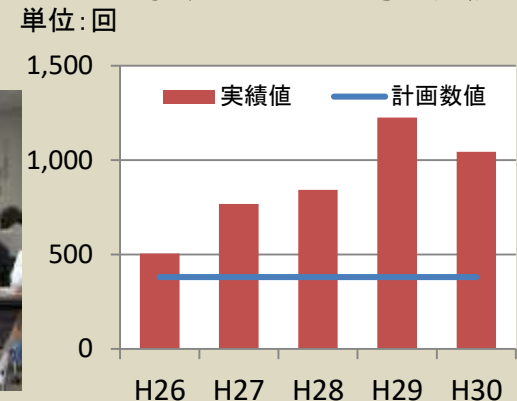
- 労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、啓発セミナーを開催。
- 事業者団体等との共催も活用し、効果的かつ効率的に啓発を実施。

【テーマ】

- ・「化学物質の適正管理とリスクアセスメント」
- ・「過労死は防げるか」
- ・「自動車運転と健康管理」
- ・「受動喫煙の防止について」など



事業主セミナー等の推移



2. 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実(P125)

①医師等による小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援

- 小規模事業場における産業保健活動の活性化を支援するため、産業医等による訪問指導。
- メンタルヘルスに関する制度導入支援など、事業場への直接訪問に重点をおいた活動を実施。

②産業保健総合支援センターにおける専門的相談

- 全国に産業保健相談員を委嘱し、労働者の健康に係る専門的な相談に対応。
胆管がんに関する相談、職業性膀胱がんに関する相談、熊本・北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨など被災者のための心の相談ダイヤル、健康相談ダイヤルの実施、ストレスチェック制度導入に関する相談(ストレスチェック制度サポートダイヤル開設)など

【利便性向上に向けて】「産業保健総合支援センター全国統一ダイヤル」の開設



0570-038046(サンポラシロウ)

アクセス向上のため、全国共通の電話番号で、最寄りの産業保健総合支援センターに着信することができる全国統一ダイヤルを開設。

【小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談を実施するための支援体制の強化】

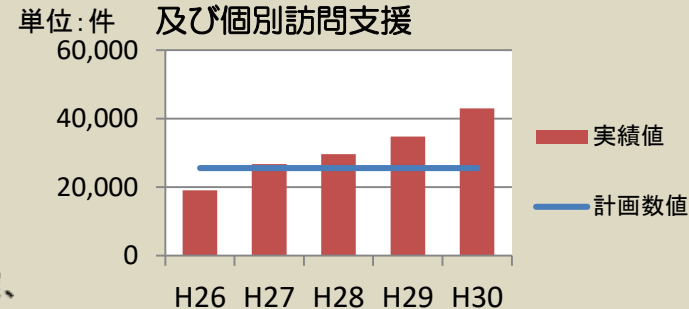
- 平成30年度から産業保健専門職(保健師)を各産業保健総合支援センターに採用。

両立支援、中小企業における労働者の健康確保対策強化(事業場への個別訪問指導、保健指導、職場巡視)など専門的相談に積極的に対応できるように体制を整備した。

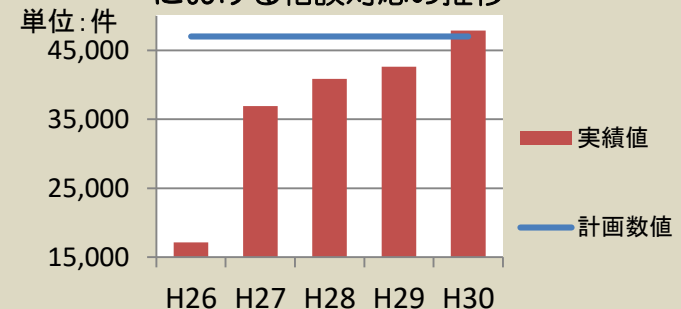
【産業保健関係助成金の拡充(支援の充実)】

- メンタルヘルス対策や小規模事業場における産業医の選任など、事業者の産業保健活動の取組に対して費用の助成を実施。
- ①心の健康づくり計画助成金(H29～) ②職場環境改善計画助成金(H29～)
③ストレスチェック助成金(H27～) ④小規模事業場産業医活動助成金(H29～)

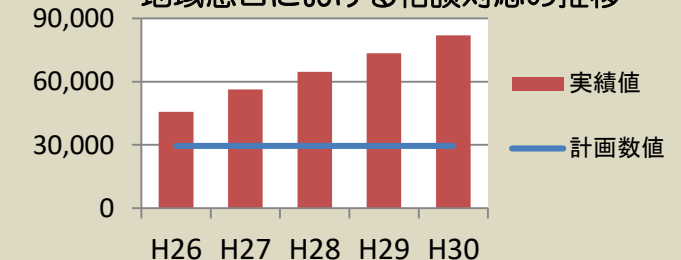
小規模事業場への訪問指導及び個別訪問支援



産業保健総合支援センターにおける相談対応の推移



地域窓口における相談対応の推移



3. 産業保健に関する情報の提供その他支援 (1) (P132)

① ホームページアクセス件数

- 治療と仕事の両立支援ポータルサイトの開設、ストレスチェック制度等研修の日程、産業保健調査研究の成果等の最新情報を頻繁な更新により提供。
- 治療と仕事の両立支援周知資料の作成。
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が仕事を辞めることなく治療と仕事が続けられるように「両立支援の取組」を周知するため、ポスター、カード、リーフレットなどを作成のほかに漫画キャラクター「島耕作」を広告塔にした両立支援のマンガをホームページで公開。

がんを発症した社員と、その上司、人事労務担当者とのやり取りを通じて、治療と仕事の両立を図るために、会社はどのような対応をすればいいのかシミュレートしたドラマを公開。

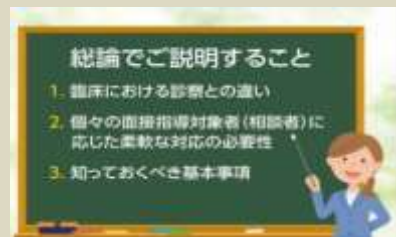
【マンガによる広報】

【シミュレートしたドラマ】



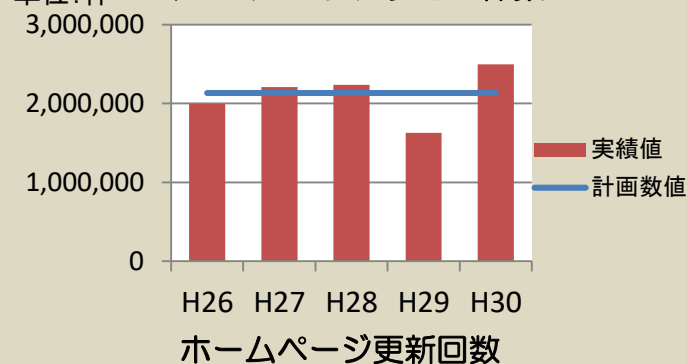
● 産業医のストレスチェック面接指導入門

～高ストレス者に対する面接指導視聴覚教材の公開～



ストレスチェック制度が開始(平成27年)されたが、ストレスチェック実施後に行う「産業医による面接指導方法」が浸透していないため、産業医向け視聴覚教材を公開。

単位: 件 ホームページアクセス件数



26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
10,631回	9,236回	10,697回	13,352回	13,609回

● ニーズに即したパンフレット、リーフレットの公開



3. 産業保健に関する情報の提供その他支援 (2) (P132)

②その他の情報提供

●治療と仕事の両立支援 事例集 (ホームページ閲覧可能)

「治療と仕事の両立」を実現させるためには**企業側の取組が非常に重要**だが、具体的にどのように進めていけばよいか分からず、困惑している企業も少なくないことから、企業の様々な立場の方々の協力を得て事例集を作成し配布した。

●活動を積極的に広報し、地元テレビ、地元新聞等に掲載。

- ・東京メトロ車内広告「両立支援について」
- ・働き方改革NEXT(厚生労働省主催)「治療と仕事の両立について」講演
- ・がんになっても無理なく働ける治療と仕事を両立できる理想社会へ(全国紙、地方紙)掲載
- ・平成30年7月豪雨被災者のための専用相談窓口の開設について報道(NHK)



4. 研修内容・方法又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 (P138)

産業保健活動総合支援事業の充実を図ることを目的に利用者のニーズ、実施する事業が与えた効果・評価を行うためアウトカム調査、満足度調査を実施。

①研修受講者からの評価

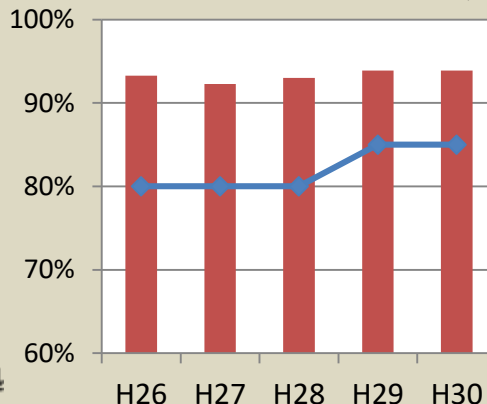
産業保健に関する職務等を行う上で有益だった旨の評価

- 社員の健康づくりに対する動機付けのヒントを得た。
- 現場の事例を聞くことができ、大変参考になった。
- 職場に良い人材を増やすためにも、治療と仕事の両立支援体制を早めにつけていきたい。

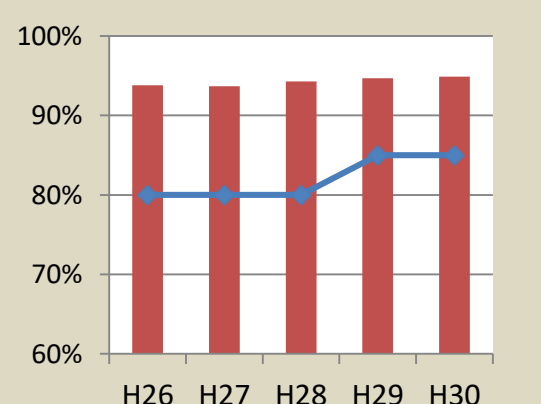
②相談利用者からの評価

- 産業医を依頼できる余裕のない中小企業にとって、地産保(地域産業保健センター)はありがたい。
- 健康相談は、社員の健康状態を把握でき、健康管理に大変参考になっている。
- ストレスへの対応の仕方を考えることができた。早期発見・対処に努めたい。

研修利用者から
有益であった旨の評価



相談利用者から
有益であった旨の評価



(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
S	評価	B	B	S	S	S

【重要度「高」】

がん対策推進基本計画に基づき、厚生労働省の検討会において、労災病院に対してがん患者の就労支援等に取り組むことが求められているため。

【中期目標の概要】

- 治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。
- 産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携すること。等

【自己評価の要約】



中期目標を大きく上回る業務実績に加え、
目標策定時の想定以上の業務成果を得られている

- 当機構において治療と就労の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と、そこから得られた各種知見の普及・展開という一貫した医療の提供や支援により、他の機関では成し得ない高度な専門性を必要とする以下の取組を実施した。
 - ・ 「両立支援コーディネーター」の養成を図るため、**受講対象者を拡大し、「働き方改革実行計画」の数値目標(両立支援コーディネーター2千人養成)を2年前倒しで達成。**
 - ・ 両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集に取り組んだ結果、**達成度120%以上となる件数の支援事例を収集。**
 - ・ 支援した雇患者に対するアンケートの結果、**達成度120%以上となる有用度の評価。**
 - ・ **がん、糖尿病、脳卒中(リハ)、メンタルヘルスの疾病4分野の医療機関向けマニュアルを平成29年3月に完成。**両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとしての活用、当機構ホームページへの掲載(無料ダウンロード可能)、関係機関宛ての配布など、広く普及。等
- 国の推進する両立支援事業を全国的に普及させる役割を担い、当初に定めた目標を大きく上回るとともに、目標策定時に想定した以上の政策実現に大きく寄与。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



中期目標を大きく上回る実績

① 罹患者の有用度(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	-	94.7% (118.4%)	97.8% (122.3%)	97.6% (122.0%)	96.0% (120.0%)	96.5% (120.6%)

② 支援事例件数(目標 平成29年度:500件/年 平成30年度:600件/年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	-	-	-	680件 (136.0%)	815件 (135.8%)	748件

【設定根拠】

※厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている

- ①: アンケート満足度の一般的水準として指標を設定
- ②: 直近に実施した年度の実績を勘案し設定

事業の政策実現への貢献(P145)

- 「働き方改革実行計画」において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターの3者によるトライアングル型のサポート体制の構築や、両立支援コーディネーターの養成が明記されるなど、当機構が構築した両立支援スタイルが政府方針へ反映された(平成29年3月)。
- 全国組織による支援事例を収集し、その分析・評価によって「両立支援マニュアル」を作成。一般医療機関へ普及した(平成29年3月～)。
- 両立支援コーディネーターの役割や養成方法等について検討し、取りまとめ結果を厚生労働省へ提言。その内容は国の方針(国が定める今後の養成カリキュラム)として反映され、平成30年度診療報酬改定では、コーディネーターの存在を前提として、療養・就労両立支援指導料やこれに係る相談体制充実加算が新設された(平成30年3月)

両立支援スタイルの政府方針への反映



加藤働き方改革担当大臣(当時)が事業実施状況を視察

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援 (1) (P145)

16-21
年度

22-23
年度

24-25
年度

26-27
年度

28~29
年度

30
年度

労災疾病等 1 3 分野研究
第1期 (16-20年度)
第2期 (21-25年度)

事業化へ

厚労省委託研究
治療と職業生活の両立支援事業
(脳卒中リハ・ストレス性疾患)

平成26年10月～
両立支援モデル事業
(がん・脳卒中・糖尿病・メンタル)
・研修会の実施
・支援事例の収集
・マニュアルの作成・普及

さらなる支援事例収集により
社会の基盤を構築していく

28年2月 (厚生労働省)
治療と職業生活のためのガイドライン

28年12月 医学教育モデル・
コア・カリキュラムに追加

29年3月 (総理大臣官邸)
働き方改革実行計画に盛り込まれる

29年7月 病院機能評価機構
の評価項目に追加

30年3月 (厚生労働省)
平成30年度診療報酬改定で
保険収載 (がん)



働き方改革実現会議の生稲委員が両立支援モデルを視察 (29年2月)

【研究で得られた知見・考察】

- ・ 主治医・看護師・メディカルソーシャルワーカーなどの知識を持ったコーディネーター、又はそれに類するチームが医療側に必要
- ・ 病気に関する正しい理解の普及のために医療現場と企業との橋渡しとなる人材の確保と育成が課題

独立行政法人化

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援 (2) (P147)

両立支援コーディネーターの養成 (平成27年から実施)

治療と仕事の両立に向けて、労働者(患者)、主治医、会社・産業医等のコミュニケーションの中心として機能する「両立支援コーディネーター研修」を企画・展開

基礎研修

コミュニケーション技術や労働法令など両立支援を進める上で必要な知識に関するカリキュラムを作成し研修開催

平成27年度: 44人受講(労災病院の職員)

平成28年度: 47人受講(労災病院の職員)

平成29年度: 医療従事者等を対象に525人受講

平成30年度: さらなる拡充により1,700人受講



平成29年からは受講対象者を労災病院に限定せず一般の医療機関や産業保健関係者へもオープン化

全国各地の関係者が受講修了



応用研修

平成28年からは、基礎研修修了者で医療機関にて両立支援の実務に従事している方々を対象に、事例検討を中心としたグループワーク型研修を開催

平成28年: 36人(労災病院の職員)

平成29年: 50人(一般の医療従事者等)

平成30年: 99人(一般の医療従事者等)



【両立支援コーディネーターの養成に関する委員会】(H29.6~H29.11)

両立支援コーディネーターに求められる役割・能力の明確化などについて検討する委員会を設置。とりまとめ結果を厚生労働省へ提言した。

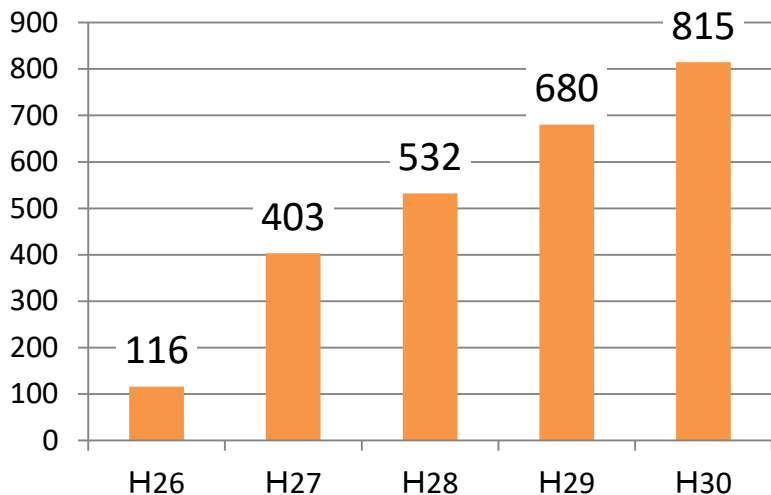
その内容は国の方針として反映され、今後の養成カリキュラムとされた。

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援 (3) (P149)

支援事例の収集

コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や両立支援の事例収集を実施(平成26年10月～)

支援事例の収集件数(4疾病の合計)



支援事例収集数 **2,546**件 (平成26年10月～平成31年3月)

【がん分野】

介入症例 **620**件 うち **233**症例で支援終了(**188**症例で復職)

【糖尿病分野】

介入症例 **559**件 うち **144**症例で支援終了(**91**症例で復職)

【脳卒中(リハ)分野】

介入症例 **1,083**件 うち **411**症例で支援終了(**371**症例で復職)

【メンタルヘルス分野】

介入症例 **284**件 うち **117**症例で支援終了(**106**症例で復職)

支援終了者に対し有用度のアンケートを実施 (目標値80%以上)

平成27年度 **94.7** %

平成28年度 **97.8** %

平成29年度 **97.6** %

平成30年度 **96.0** %

「話しの内容、時間など良かった。職場の理解もあり、復職後問題なく勤めている」
「毎回の診察時に主治医以外のスタッフと話せることは心強かった」 など



円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（4）（P150）

医療機関向けマニュアルの作成及び普及

- 平成26年10月から両立支援コーディネーターを中心としたチームにより、職場復帰や両立支援を行い事例収集を実施。
- 平成28年3月に中核的施設において疾病別マニュアル骨子案を提示し、外部有識者から意見聴取。
- **平成29年3月に4疾病での「両立支援マニュアル」を作成**
- マニュアルはホームページからの無料ダウンロードを可能とし、その旨をプレス発表。マニュアルを活用した研修会を開催し、事業のさらなる普及を展開。
- **令和元年度のマニュアル改訂に向けて、マニュアル骨子案を提示し、外部有識者から意見聴取。**



現行の「両立支援マニュアル」は今後内容をリバイスしていく予定

共通部分は集約する等、より活用しやすいものに工夫し、さらなる普及を図る

↑ ホームページから無料でダウンロードが可能

評価項目 1-6

専門センター事業 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	B	B	B	B	B

【中期目標の概要】

- 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等において、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、主治医のほかに関連する複数診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー等も加わり、相互に連携し評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、頸椎損傷患者や高齢者等の職場・自宅復帰が困難となる患者が増える中で、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保。
- 重医用工学研究等難易度の高い項目への取組も継続的に実施。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

① (医療リハビリテーションセンター)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	95.4% (119.3%)	92.9% (116.1%)	89.3% (111.6%)	89.2% (111.5%)	86.7% (108.4%)	90.7%

② (総合せき損センター)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	80.2% (100.3%)	80.4% (100.5%)	80.9% (101.1%)	86.4% (108.0%)	81.2% (101.5%)	81.8%

【設定根拠】

※厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

①及び②

提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けることから、数値目標の達成を最優先するあまり入院患者を意図的に選別する事態に陥ることのないよう、国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度に係らず確実に達成すべき数値目標として設定

【中期目標に対する業務の実績】

1. 医療リハビリテーションセンターの運営 (P156)

- 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が、目標80%を達成できるよう以下の取組を行った。
 - ・四肢・脊椎障害者、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、職場・自宅復帰の促進を図ることを目的として、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施した。
 - ・頸損患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れた。
 - ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携強化に取り組んだ。
- ・退院後のQOL向上のため、3DCGを用いた住宅改造支援、PCスキル向上の在宅就労支援などを行った。
- ・せき損患者に対する自立支援機器等について、医用工学研究・開発などの工学的技術支援、自院での開発・商品化に取り組むとともに、国際福祉機器展などに参加して普及活動に努めた。

連携項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
協議会・評価会議	13	13	13	13	13
OA講習	9	10	8	7	5



医療リハセンター展示ブース
(あご操作マウス体験中)



あご操作マウス
(28年度改良版を商品化)

2. 総合せき損センターの運営 (P158)

- 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が、目標80%を達成できるよう以下の取組を行った。
 - ・せき髄損傷者等の全身管理が必要な患者に特化して、職場・自宅復帰の促進を図ることを目的とし、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施。
 - ・総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた。また、平成28年10月から分院となった北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れた。
- ・脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」(医師対象)と脊髄損傷患者への看護方法を発信するための「せき損看護セミナー」(看護師対象)を開催した。
- ・研究や開発により脊髄損傷患者を支援するとともに、「国際福祉機器展」などに出席して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器等の普及・商品化に努めた。

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
50	32	44	77	50



総合せき損センター展示ブース
(スイッチスマホコール2解説中)



スイッチスマホコール2
(29年度商品化)

評価項目 1-7

未払賃金立替払事業 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	A	B	B	B	B

【重要度「高」】

「未払賃金の立替払」は、国内唯一、当機構で行うことが求められており、平成27年4月の参院厚生労働委の附帯決議等においても、「労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされているため。

【中期目標の概要】

- 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持すること。
- 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 企業が倒産し、賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払を実施。適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は、中期目標期間中全年度で目標を上回っている。
- 代位取得した賃金債権について、最大限確実な求償を実施し、中期目標期間中の累積回収率(制度発足以来のすべての立替払額に対する回収額の割合)は、25.7%。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

請求書の受付から支払日までの期間 (目標 25.0日)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	16.2日 (135.2%)	15.8日 (136.8%)	16.6日 (133.6%)	19.5日 (122.0%)	16.3日 (134.8%)	16.9日 (132.4%)

【設定根拠】※厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

労災保険における主たる給付の標準的な事務処理期間が1か月であることと、リーマンショックを始めとする世界的経済不況の影響を受けた年度の実績等に鑑み、いかなる経済状況になったとしても達成すべき目標として設定

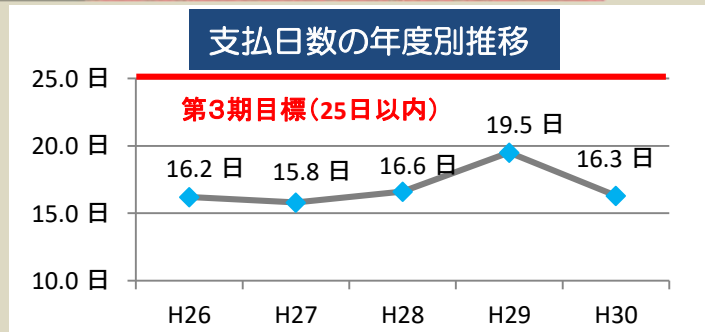
【中期目標に対する業務の実績】

1. 迅速かつ適正な立替払の実施 (P161)

- 未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴い賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており迅速な支払に努力。
- 不備事案を除く請求書の受付日から支払日までの期間(目標値25日以内)について、**中期目標期間中、全年度で目標達成。**

【具体的な取組】

- ◆ 職員研修及び事例検討会を定期的実施し、担当職員の審査事務処理の標準化を徹底。
- ◆ 原則週1回の立替払を堅持。
- ◆ 全国各地の弁護士会で事例検討を主とする研修会を実施。
- ◆ 全国の地方裁判所への協力要請及び審査留意点について意見交換を実施。
- ◆ 大型請求事案等について、担当者の現地訪問等により事前調整を実施。

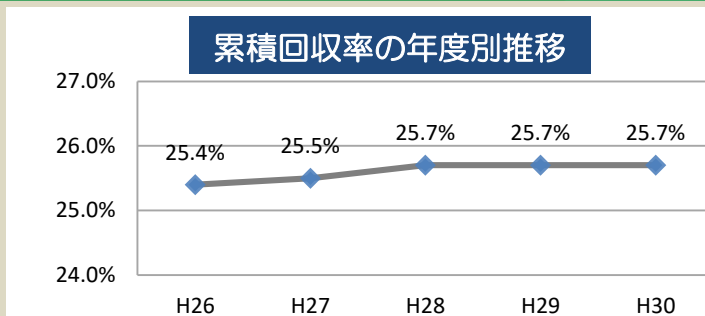


2. 立替払金の求償 (P163)

- 適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るため、事業主等に対する立替払金を求償。

【具体的な取組】

- ◆ 全ての事業主等に対して求償通知。
- ◆ 清算型における確実な債権保全のため裁判所へ債権届出。
- ◆ 再建型における債務承認書・弁済計画書の提出督励とともに弁済履行督励。
- ◆ 事実上の倒産における債務承認書・弁済計画書の提出督励とともに弁済履行督励を実施。



3. 情報開示の充実 (P165)

- 立替払額や回収金額は業務実績等報告書及び当機構ホームページにおいて情報を公開。

評価項目 1-8

納骨堂運営事業 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	B	B	B	B	B

【重要度「高」】

労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設であり、労働者の安全等に対する意識改革の促進を経営トップ自らが所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。

【中期目標の概要】

- 産業災害殉職者の慰霊にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。

【自己評価の要約】



中期目標に定められた全ての事項を達成

- 産業殉職者合祀慰霊式参列者、日々の参拝者に対して実施する満足度調査で、次の取組等が奏功し、毎年、遺族等の90%以上から慰霊の場にふさわしいとの評価を獲得。
 - ・参列者からの要望等について検討を行い、会場の環境整備を推進。
 - ・納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による霊堂の環境整備を推進。
- 産業殉職者遺族、労働局及び労働基準監督署、労働災害防止協会に対して、パンフレットを送付し納骨堂を紹介。ホームページ掲載により事業を周知。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

慰霊の場としてふさわしい(非常に満足・満足の割合)との評価(目標 90.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	94.5% (105.0%)	95.0% (105.6%)	95.5% (106.1%)	94.2% (104.7%)	96.2% (106.9%)	95.1% (105.7%)

(参考) 慰霊の場としてふさわしい(非常に満足の割合)との評価(目標 50.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	—	—	55.7% (111.4%)	51.6% (103.2%)	51.7% (103.4%)	52.6% (105.2%)

【設定根拠】

※厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。
第3期中期目標策定の際の直近実績(平成24年度)を設定

(参考) 悪天候により規模を縮小して開催した年度(平成26年度)を除いた過去5年分の実績平均を勘案し設定

【中期目標に対する業務の実績】

納骨堂の運営事業 (P168)

- 労働災害(業務災害及び通勤災害)による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置、運営。
- 毎年秋に遺族及び関係団体代表者等を招いて「産業殉職者合祀慰霊式」を開催。(平成29年は、10月11日に皇太子同妃両殿下御臨席の下、式典を挙げる)
- 平成27年4月16日には、天皇皇后両陛下が、高尾みころも霊堂を行幸啓。(天皇皇后両陛下は、平成21年3月、平成31年4月にも高尾みころも霊堂を行幸啓)



産業殉職者合祀慰霊式



高尾みころも霊堂

1 慰霊環境の改善に向けた取組

四半期ごとに参拝者からのアンケート結果について検討会を開催し、継続的な業務改善を実施

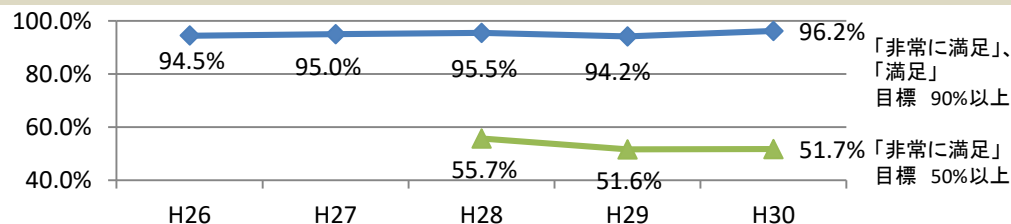
参拝者等の声を受けた改善への取組

【これまでの改善内容】

- ◆ 近隣施設の協力を得て、障害者用駐車場を特設
- ◆ 仮設トイレを設置
- ◆ 霊堂までの傾斜の厳しい経路について電動カートによる送迎を実施
- ◆ 高尾駅から霊堂までバスによる送迎を実施
- ◆ 入場までの時間を短縮するため、式場の座席を全席指定席方式に変更

満足度調査結果

慰霊式参拝者及び日々の参拝者からの「慰霊の場としてふさわしい(総合的に満足)」とする評価の割合



2 事業周知への取組

パンフレット配布

- ・産業殉職者遺族、労働局及び労働基準監督署並びに労働災害防止協会に納骨堂を紹介するパンフレットを送付。

ホームページへの掲載等

- ・慰霊式の様子について速やかに機構ホームページに掲載。
- ・遺族に対して、慰霊式への出欠を問わず、故人の御霊の奉安を報告し、慰霊式の様子を紹介。

評価項目 2-1

業務運営の効率化に関する事項 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	B	B	B	B	B

【中期目標の概要】

- 法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で1割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行うこと。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度において、平成26年度予算に比して、中期計画予算の一般管理費(退職手当を除く。)については12%程度の額、事業費については4%程度の額を、それぞれ削減すること。等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた事項を達成

- 法人全体の統合効果として、28年度においては、管理部門で2人、29年度においては4人、30年度は3人を削減し、業務の効率化を図った。
- 一般管理費の予算額については30年度までに12.0%、事業費については8.6%を削減し、経費節減を図った。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

① 管理部門の削減(目標9人)

	28年度	29年度	30年度	中期目標期間中
削減数	2人	4人	3人	9人(100.0%)

② 一般管理費削減率(目標12.0%)

	26年度	30年度
予算額	4,998百万円	4,397百万円
削減率	12.0%の削減	

③ 事業費削減率(目標4.0%)

	26年度	30年度
予算額	1,608百万円	1,469百万円
削減率	8.6%の削減	

【設定根拠】※厚生労働省より示された指標の設定根拠

- ①: 組織統合により、第3期中期目標期間中に1割程度(9人)の削減を求められたため、3年間での達成に向けて年間の削減目標を設定
- ②: 平成27年度～30年度までに一般管理費12%の削減を求められていることから、最終年度である30年度は平成26年度と比して削減率12%として設定
- ③: 平成27年度～30年度までに事業費4%の削減を求められていることから、最終年度である30年度は平成26年度と比して削減率4%として設定

評価項目 2-1

業務運営の効率化に関する事項 ②

【中期目標に対する業務の実績】

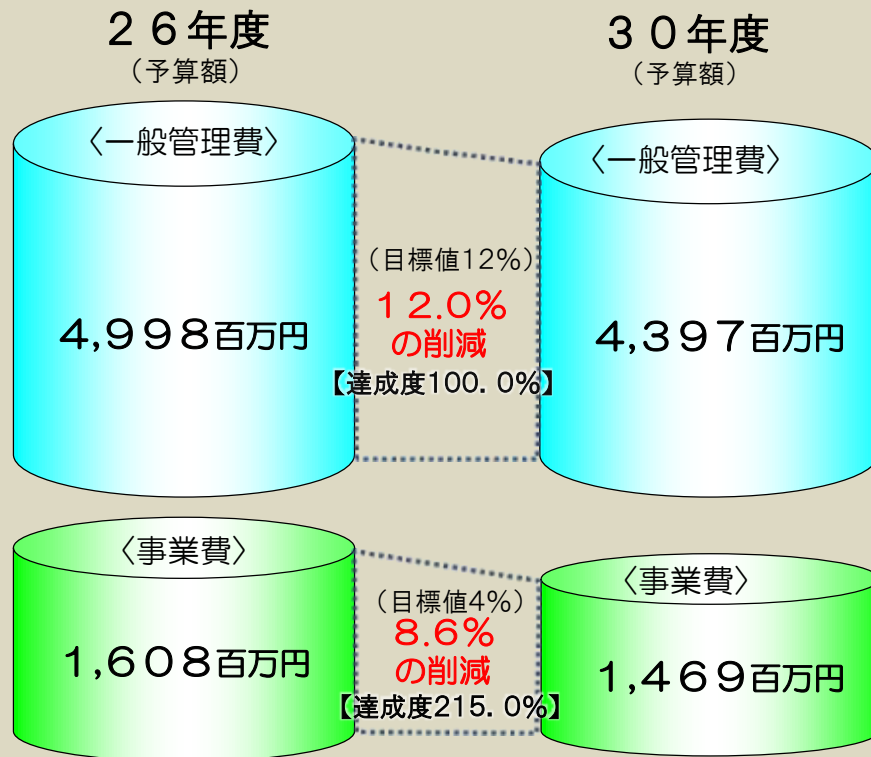
一般管理費・事業費等の効率化 (P176)

中期目標

26年度予算と比べて
中期目標期間の
最終年度において

[一般管理費]
12%節減

[事業費]
4%節減



<一般管理費>

- 人件費の抑制 管理部門の削減
事務部門の職員数の減、組織統合による管理職部門の減
- 賃借料の節減
本部移転(平成28年9月)による賃借料の節減
- 「調達等合理化計画」の推進
一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による雑役務費、業務委託費の節減
- 省資源・省エネルギーの推進
日常的な節電・節水の推進及び契約努力による光熱水費の節減

<事業費>

- 事業見直し、廃止等による節減
労災リハビリテーション作業所廃止(27年度完全廃止)による減
- 「調達等合理化計画」の推進
一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費の節減
- 省資源・省エネルギーの推進
日常的な節電・節水の推進による光熱水費の節減

専門医療センター事業の運営

医療リハビリテーションセンターにおいて医師未充足に伴う入外患者数減により収入が減少したことから、医師確保に向けた大学医局等への積極的な働きかけ、収入の確保、後発医薬品の採用拡大や医療材料分析システムを活用した価格交渉等による支出削減に努めたものの、各年度における運営費交付金の割合は平成20年度の水準(0.6%)を維持するには至らなかった。

なお、30年度においては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるために、個別指導・支援(行動計画の作成、フォローアップ)を実施し、令和元年度も継続する予定である。

評価項目 3-1

財務内容の改善に関する事項 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	C	C	B	B	B

【中期目標の概要】

- 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
- 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を行うこと。
- 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
- 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。等

【自己評価の要約】



中期目標に定められた事項を達成

- 国立病院機構等の公的医療機関と連携し、高額医療機器等の共同購入を実施。
 <削減効果>
 - ・国立病院機構及び地域医療機能推進機構(JCHO)との高額医療機器の共同購入 △2,427百万円
 - ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札 △1,039百万円
 - ・日本赤十字社、済生会等が加入する共同購買組織への参加による医療消耗品等の共同購入 △1,296百万円
- 繰越欠損金については、厚生年金基金の見直しを始めとした経営改善に向けた各取組を実施した結果、平成28年度において解消した。
- 保険者以外の個人未収金については、新規発生防止への取組の一層の推進、法的手段の実施及び状況に応じた回収業務に努め、医業未収金比率は平成26年度実績に対して毎年度改善している。
 平成26年度0.93% → 平成27年度0.82% → 平成28年度0.77% → 平成29年度0.77% → 平成30年度0.75%
- 保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において処分可能な資産として選定された資産の売却作業を進めるとともに、不要財産(機構法附則第7条に基づく資産等)の中で未処分となっている資産について、評価額の見直し、不動産業者等へ買受勧奨等を実施し、売却収入又は現物を国庫納付した。等

【中期目標に対する業務の実績】

経営改善に向けた取組 (P203)

経営改善推進会議

機構本部のガバナンスの充実・強化

◇本部において経営改善推進会議を定期的（2回/月）に開催しリアルタイムで業務運営の効率化を推進

◇同会議に外部有識者を経団連から招聘（平成26年度～平成29年度）

本部における取組事例

本部と病院共同取組事例

①経営改善策の検討・実施（経営改善推進会議）

- ◆経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）。
- ◆関係部室合同による個別病院への経営指導及びフォローアップ。等

②共同購入・共同入札

- ◆国立病院機構・国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同入札の実施
- ◆国立病院機構及びJCHOと高額医療機器に係る共同入札の実施

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
削減効果	365百万円	→788百万円	→416百万円	→373百万円	→485百万円

- ◆労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札の実施

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
削減効果	202百万円	→173百万円	→331百万円	→159百万円	→174百万円

③医師確保対策

- ◆労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度の活用。

①医療材料ベンチマークシステムのフォローアップ（平成27年度～）

- ◆業務担当者等を対象に、外部講師によるシステムを活用した効果的な購買手法等について、研修会を毎年開催。更なる契約単価の見直し等を推進。

②後発医薬品の採用拡大

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
採用率	61.7%	→72.2%	→79.8%	→82.0%	→84.3%

③年間計画収支差確保が危ぶまれる病院等への対応（平成28年度～）

- ◆関係部合同による個別病院幹部からのヒアリング及びそれを踏まえた経営指導に基づき、計画達成に向けた行動計画の作成・取組等の各種対応策を実施。

④経営が悪化している病院への対応（平成30年度～）

- ◆特に経営状況が悪化している病院（経営改善病院）：地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた「将来構想」を策定させ個別協議を実施し、病床機能の変更、病床数削減を決定。
- ◆経営改善病院以外の病院：重要な経営指標が特に悪化している病院に対し診療機能の見直し等の検討を行い、経営改善病院として指定。

⑤病院協議（病院長、副院長等と本部にて協議）

- ◆地域医療計画、地域医療構想等における各病院が担うべき役割・機能等を踏まえて、中長期的に目指すべき方向性について協議を行い、より効率的な医療を提供。

厚生年金基金の新制度への移行

- 繰越欠損金の解消に向け、平成28年4月に関東信越厚生局から将来分返上の認可を受けるとともに、新制度（確定給付企業年金と確定拠出年金の併用）に係る詳細設計を進めることについて労使合意。
- 平成28年9月の厚生年金基金代議員会において基金解散に関係する規約改正を議決し、平成29年1月に確定給付企業年金と確定拠出年金の各規約について労働組合の同意を得た上で厚生局に設立申請するなどの手続を着実に進め、平成29年4月に厚生年金基金に代わる新制度設立の承認を受けた。

繰越欠損金の解消

平成30年度

利益剰余金 + 420億円

○繰越欠損金は、平成28年度において解消した。

評価項目 4-1

その他業務運営に関する重要事項 ①

(過去の主務大臣評価 ※平成30年度は自己評価)

自己評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B	評価	C	B	B	B	B

【中期目標の概要】

- 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
- 職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。
- 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着を強化し、OJT等により、その専門性を高めること。
- 労災看護専門学校では、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。
- 労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
- 労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む。）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。等

【自己評価の要約】

中期目標に定められた全ての事項を達成

- 主要な評価指標については、全項目において達成度100%以上を確保。
- 内部統制の充実・強化等、公正で適切な業務運勢に向けた取組及び適切な情報セキュリティ対策の推進についても着実な取組を実施。
- 障害者雇用に係る対応については、理事長直轄の障害者雇用専門職の配置等による体制の整備に加え、障害者雇用改革プロジェクトチームによる「障害者雇用サポートマニュアル」の作成を始めとした再発防止に向けた取組を進めた結果、平成26年11月以降は常時、法定雇用率を達成。また、これらの対応を契機として法令順守等、内部統制の更なる強化に努めた。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】



全指標について達成

① 研修の有益度(目標 80.0%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
実績	88.3%(110.4%)	88.0%(110.0%)	88.8%(111.0%)	89.0%(111.3%)	89.5%(111.9%)	88.7%

② 労災看護専門学校生の国家試験合格率(目標:全国平均以上)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)平均
参考:目標値 全国平均看護師 国家試験合格率	90.0%	89.4%	88.5%	91.0%	89.3%	—
実績	99.4%(110.4%)	98.9%(110.6%)	98.0%(110.7%)	99.7%(109.6%)	98.9%(110.8%)	99.0%

③ 労働安全衛生融資貸付債権(正常債権)の回収額(百万円)(目標 弁済計画に基づいた年度回収目標額)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
参考:弁済計画に基づいた 年度回収目標額	104百万円	62百万円	29百万円	—	—
実績	179百万円(172.1%)	99百万円(159.7%)	102百万円(351.7%)	—	—

④ 労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除いた債権)の回収額(百万円)(目標 弁済計画に基づいた年度回収目標額)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
参考:弁済計画に基づいた 年度回収目標額	—	—	—	25百万円	12百万円
実績	—	—	—	47百万円(188.0%)	16百万円(133.3%)

【設定根拠】※厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

- ① 第1期中期目標期間及び第2期中期目標期間における研修有益度調査結果を勘案し設定
- ② 看護師国家試験合格率の全国平均を勘案し設定
- ③④ 正常債権回収計画に基づき指標を設定(平成29年度からは、指標を設定する債権の対象を拡大)

1. 人事に関する事項

(1) 優秀な研究員の確保・育成 (P228)

- 「人材活用等に関する方針」を安衛研のホームページへ掲載、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録及び学会誌への公募掲載等による産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員の採用活動を実施。
- 研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用し、3年後、それまでの研究成果等を評価した上で、任期を付さない研究職員として採用。
- 新たに採用した若手研究員への支援(新規採用者研修及び研究討論会等の実施、チューターを付けて個人指導)。

(2) 医療従事者の確保 (P230)

① 優秀な医師の育成等

- 臨床研修指導医講習会(目的:適切な指導体制の確保、勤労者医療に関する理解の向上)

受講者数 平成26年度:65人 → 平成27年度:65人 → 平成28年度:63人 → 平成29年度:66人 → 平成30年度:58人
理解度 平成26年度:98.4% → 平成27年度:96.9% → 平成28年度:95.0% → 平成29年度:95.9% → 平成30年度:97.3%

- 初期臨床研修医研修(目的:機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上)

受講者数 平成26年度:72人 → 平成27年度:76人 → 平成28年度:88人 → 平成29年度:90人 → 平成30年度:88人
理解度 平成26年度:92.2% → 平成27年度:87.0% → 平成28年度:93.5% → 平成29年度:96.4% → 平成30年度:95.4%

② 臨床研修医及び専攻医の確保

- 病院見学・病院実習を積極的に受け入れるとともに、全国で開催される「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」へ参加し、各労災病院の特色のPRを実施。
- 新専門医制度に係る基幹施設として、7領域で14施設が専攻医の募集活動を実施した結果、41人の専攻医を確保することができた。

③ 医師等の働きやすい環境の整備

- 院内保育体制の充実

設置状況 平成25年度:19施設→平成30年度:23施設

- 育児のための医師短時間勤務制度:小学校就学前の子の育児のための8時間勤務が困難な医師を対象とし、勤務時間を1日6時間以上(令和元年度からは条件を週20時間以上に緩和)とすることに加え、宿日直勤務、待機勤務及び時間外勤務等の免除を認める制度

利用者数 平成25年度:6人→平成26年度:7人→平成27年度:9人→平成28年度:10人→平成29年度:9人→平成30年度:2人

④ 人材交流の推進等

- 柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成17年度に創設(平成18年度から実施)し、従前は対象となっていなかった管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を実施し、職員の能力及び病院機能の向上を推進。

⑤ 専門看護師・認定看護師等の育成

- 高い専門知識や技術を身につけた看護師の計画的な育成。

(参考) 特定行為研修修了者 9人(H29.4.1現在) → 14人(H30.4.1現在) ※平成31年2月21日「特定行為研修機関」指定。

⑥ 各職種の研修プログラムの検証

- アンケート等を基に研修プログラムの見直しを実施

有益度調査 平成26年度:88.3% → 平成27年度:88.0% → 平成28年度:88.8% → 平成29年度:89.0% → 平成30年度:89.5%

⑦ 労災看護専門学校における専門性を有する看護師の養成

- 全国平均を上回る看護師国家試験合格率の確保

平成26年度:99.4% → 平成27年度:98.9% → 平成28年度:98.0% → 平成29年度:99.7% → 平成30年度:98.9%

- 勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める教育の実施

- ・ 勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業の実施
- ・ 基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入
- ・ 治療と就労の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施

⑧ 労災病院間における医師の派遣

- 医師確保支援制度(目的:地方労災病院の医師不足緩和、医師のキャリア形成)

(参考)各年度 派遣医師数:平成26年度:21人 → 平成27年度:39人 → 平成28年度:45人 → 平成29年度:29人 → 平成30年度:39人

(3) 産業医等の育成支援体制の充実 (P242)

- 産業医・産業保健活動の推進、医師の派遣、研究の推進等、産業医学と勤労者医療の連携について、円滑な実施に努める。

- ・ 機構と産業医科大学の役員・学長での意見交換の開催
- ・ 「産業医学・勤労者医療推進協議会」の設置

- 産業医科大学医学部卒業生への産業医活動2年間義務化に対応し、産業医科大学における産業医育成支援体制に協力した。

- ・ 労災病院において卒業生受入れに係る産業医業務カリキュラムの作成
- ・ 機構内の各種全国会議などにおいて制度や体制整備等に関する周知、注意喚起
- ・ 勤労者医療総合センターにおいて産業医活動に従事した医師数 平成29年度:2施設3名 → 平成30年度:3施設5名

(4) 障害者雇用の着実な実施 (P242)

【法定雇用率を上回る障害者の雇用】

- 障害者雇用状況の虚偽報告に関する組織的な内部不正の再発防止策を、第三者委員会による報告書を踏まえ講じるとともに、機構本部に「障害者雇用改革プロジェクトチーム」を発足させ、取組を開始、平成28年3月にプロジェクトとしての最終報告(「障害者雇用サポートマニュアル」及び「障害者雇用ガイドブック」)を作成
- 本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置
- 本部及び各施設の障害者雇用状況について理事会にて情報共有を図るとともに、障害者雇用に係る必要な指導、助言等を実施

平成26年度からの取組以降、毎年6月1日現在(厚生労働大臣報告時点)の障害者雇用率は、法定雇用率を上回る数値を維持

【障害者雇用率の推移】



【雇用した障害者の定着】

- 「障害者雇用サポートマニュアル」や「障害者雇用研修ガイドブック」による障害者雇用の取組
- 「障害者雇用通信」として発行。各施設の障害者雇用担当者等の障害者雇用に係る理解を深めることにより、障害者の定着を支援
- 管理職等を対象とした集合研修において、継続的に、関係法令や障害者に対する合理的な配慮等に係る理解の向上を図る取組
- これまでの取組について、外部有識者によるチェックを実施

- 施設の事務局幹部職員に個別にヒアリングを実施、昨今の障害者雇用状況を踏まえた取組を改めて要請
- これらの結果を受けて、「障害者雇用サポートマニュアル」の改訂作業を行い、令和元年度に「障害者雇用サポートマニュアル【改訂版】」を新たに作成し、各施設に対してその有効活用を指示した。

【障害者定着率の対全国比較】

3ヶ月の定着率		1年後の定着率	
当機構データ	高障求機構データ	当機構データ	高障求機構データ
96.0%	76.5%	84.9%	58.4%

※出典：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構【障害者の就業状況等に関する調査研究(調査研究報告書No.137)】

2. 労働安全衛生融資貸付債権の管理(P244)

- 労働安全衛生融資は、平成13年度をもって新規貸付を中止し、現在は貸付債権の管理・回収業務を実施。
→ 中期目標期間のいずれの年度も目標額を上回る債権を回収。

3. 内部統制の充実・強化等

(1) 内部統制の充実・強化 (P245)

【業務の有効性及び効率性の向上】

- 機構に課せられたミッションの遂行の適性を確保するため内部統制委員会を開催し、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んだ。

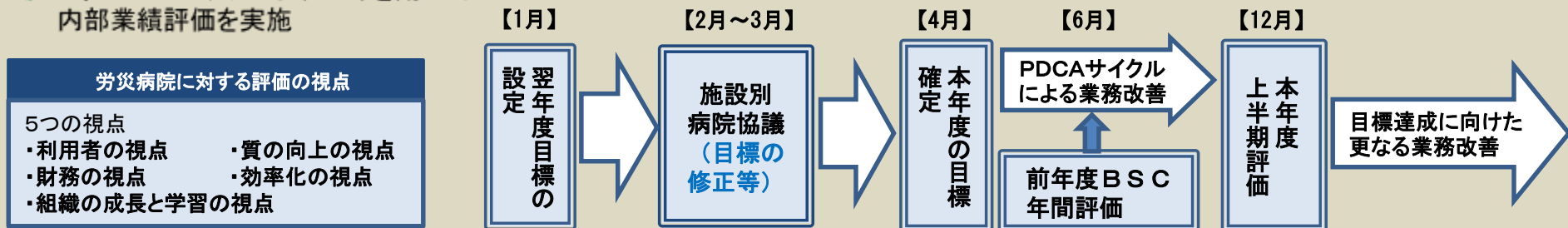
【内部監査室による監査の実施について】

- 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について内部監査を実施し、内部監査結果報告書により理事長及び監事へ報告を行った。

(2) 業績評価の実施 (P249)

① 内部業績評価の実施

- バランス・スコアカード(BSC)を用いて内部業績評価を実施



② 外部有識者による業績評価委員会の実施

- 学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人からなる「業績評価委員会」を年2回開催し、外部有識者の意見・提言を踏まえ、業務運営に反映させた。
- 業績評価委員会による業績評価の結果及び上記含む委員会における提言のあった事項に係る改善策についてホームページで公表した。

4. 公正で適切な業務運営に向けた取組(P250)

① 情報の公開及び個人情報等の保護

- 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開。

② 研究員の研究倫理の遵守等

- 「研究活動における不正行為の取扱いに関する規程」及び「科研費補助金等取扱規程」等に基づき、研究不正の防止に取組。
- 学識経験者、一般の立場を代表する者等からなる研究倫理審査委員会を開催し、研究計画について厳正な審査を実施。
- 動物実験委員会(公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団により「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」に適合していると認定されている。)を開催し、厳正な審査を実施。

5. 情報セキュリティ対策の推進(P253)

① 個人情報保護の重要性の周知徹底

- 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底。

② 情報セキュリティ対策の推進

- 全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底。
- 各種全国会議や担当者打合会議等において情報セキュリティ対策の徹底等について指示。
- 情報システム等から個人情報外部に流出することがないように、基幹システム等をインターネット環境から分離することを徹底。
- 標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント対応訓練を機構本部及び施設において実施。

③ 情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善

- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策に関する指導を病院において実施。
- 国等が実施する監査に準じたシステムの運用等に係る情報セキュリティ監査及び指導を施設において実施。
- 第三者監査(訪問監査及びペネトレーション(疑似侵入)テスト)を実施。
- 指導結果については各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を推進。

④ 上記取組により、期間中、重大な情報セキュリティインシデントは発生していない。